
令和5年度北区子ども・子育て会議第3回子ども・子育て支援計画部会 議事要旨

[開催日時] 令和5年9月14日(木)午後 6時30分～午後8時45分

[開催場所] 北とぴあ16階1601会議室

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者] 石黒万里子 委員 小林 宏一郎 委員 中村 章子 委員
漆原 浩子 委員 鈴木 将雄 委員 田邊 茂 委員
關口 泰正 委員 三田 理恵 委員

[配布資料]

資料1-①	(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画 体系
資料1-②	(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画 基本的考え方
資料1-③	(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画 位置付け等
資料2-①	次世代育成支援行動計画 体系(修正案)
資料2-②	次世代育成支援行動計画 施策目標(修正案)
資料2-③	次世代育成支援行動計画 個別目標別主な取組(案)
資料3-①	子ども・子育て支援事業計画 概要
資料3-②	子ども・子育て支援事業計画 本文(修正案)

【事務局】

定刻になりましたので、令和5年度第3回子ども・子育て会議、子ども・子育て支援計画部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は第6期最初の子ども・子育て会議部会となります。なお、本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

では、よろしく願いいたします。

【事務局】

皆様、改めましてこんばんは。どうぞよろしく願いいたします。

本日は本当にお忙しい中、そしてまだまだ暑さが続いている中、お越しをいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は令和5年度第3回子ども・子育て会議、子ども・子育て支援計画部会となります。今年度は、子ども・子育て支援計画2020の改定の年度となっていることから、子ども・子育て支援計画部会と子どもの未来応援プラン部会の二つの部会を本会議に設置いたしまして、二つの部会においてそれぞれご審議をいただくとともに、親会議であります子ども・子育て会議においても様々なご意見をいただいていたところでは。

また、昨年度から北区で取り組んでいます（仮称）北区子ども条例の制定に向けても各部会、それから子ども・子育て会議におきましてご意見を様々ないただいていたところでは。第6期になりまして、委員の方も何名か代わられましたので、第5期におけるこれまでの議論などを踏まえつつ、また新しい視点でさらに闊達なご意見を賜ればと思っています。

さて、新型コロナに関しましては、5月に5類に移行というふうになりまして、大分日常を取り戻してきた感がありますが、ここ最近、本当に区役所の中でもまた結構感染が増えているかなという状況もございます。また新たな変異株の存在も報じられている状況になってきていますが、関係の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を適宜取っていただきながら、なるべく日常の中で子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、引き続きお力をいただければと思っています。

それでは本日、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは続きまして、本日出席の第6期委員の紹介です。第6期最初の子ども・子育て会議の部会です。委員の皆様をご紹介したいと思います。

名簿の順に読ませていただきますので、私が着座で進行しており恐縮ですが、その場でご起立いただきご挨拶いただければありがたいかなと思います。ご挨拶のお言葉については時間の都合上、すみませんが省略ということをお願いしたいと思います。

～委員紹介～

【事務局】

では、事務局のメンバーのほうについても紹介します。

～事務局紹介～

【事務局】

どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、区側事務局のご紹介でございました。

では、引き続き、本日の位置づけというか、初回ということではいつもと違う形での開催になりますので、説明をします。

本部会の位置づけですが、東京都北区子ども・子育て会議条例第8条の規定にございまして、子ども・子育て会議には部会を置くことができると定められていまして、先ほど申し上げましたとおり、今年度は子ども・子育て支援計画の改定の年度でございまして、この子ども・子育て会議にも子ども・子育て支援計画部会、あともう一つ皆様とは別に子どもの未来応援プラン部会の二つの部会が設置されているところです。

そしてこの部会というのは、子ども・子育て会議の会長が指名する委員をもって組織され、部会長については子ども・子育て会議の会長が指名するとされていますが、実際、第6期子ども・子育て会議の会長の選出は、10月2日に開催予定の子ども・子育て会議で行う予定です。ただ、既に、第5期のうちに設置されたこの部会において既に本日の部会の開催が決定されておりました。

そこで本日の部会については、事務局を代表して子ども未来部のほうで、招集させていただいたところです。しかし、第5期において、この部会の部会長を務められた石黒委員が引き続き第6期の委員を務めていただくこととなりましたので、本日、石黒委員に部会長の準ずる立場としてのご進行をお願いいたたく存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。では、石黒委員には大変申し訳ないんですが、部会長に準ずる立場(※以下「部会長」と表記する。)ということでの進行のほうを何とぞよろしくお願ひいたします。

【部会長】

それでは、事務局に代わりまして部会長に準ずる立場として、本日の会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。失礼いたします。着席します。

それでは、会議の開始に当たりまして、引き続き事務局から説明等ございますでしょうか。

【事務局】

では、事務局から連絡になります。本日の出欠確認からいたします。既にご紹介いただきましたとおり、本日、欠席者1名、出席者8名ということで、定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、資料の確認です。

本日、席上に配付しました資料の確認をいたします。まず、ホチキス留めの資料がござ

いますでしょうか。それから出席委員の席次表、A4、1枚です。それから本日は、子ども・子育て支援計画2020と北区子どもの未来応援プランの2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内していますが、もしお手元がない方がいらっしゃいましたらこの場で挙手をお願いいたします。なお、新委員の方には既に席上配付しています。よろしいでしょうか。

では、事務局からは以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の2番ですね。2番、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

では、議題2の「(仮称)子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について、ご説明をします。

本日は、新しい委員が小林委員、中村委員、そして宮田委員はまだお見えになっていないんですが、3名の方がいらっしゃるということで、若干過去の経緯にも触れながらの説明となります。資料の内容がかなり膨大です。結構な時間になるかと思いますが、適宜区切りながら、いろいろ質問等をいただきながら説明をしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

まず、基本的なお話です。子ども・子育て支援総合計画の改定について、区から子ども・子育て会議に諮問させていただいたところです。

この現行の計画では子ども・子育て支援計画といまして、今回ここに総合という言葉が加わることになりました。これは皆様の席上にありますこちらの冊子、これが子ども・子育て支援計画。あともう一つ、こちらの虹がかかった表紙、子ども未来応援プランという計画があるんですが、これを二つ合わせる形で一つの計画として策定するといったようなことを進めているところです。

子ども・子育て会議では、いつも計画策定に当たり議論を深めるため、過去の例に倣い二つの部会を設け検討を行うこととしてございます。こちらの部会の守備範囲というのは、子ども・子育て支援計画の冊子に関すること。これがここの部会での守備範囲といえますか。子ども未来応援プランについては別の部会で。ただ重複する内容などもありますので、その辺りは子ども・子育て会議共通の場でいろいろ調整をしたいといったようなことで進めているところです。

では、内容に入っていきます。

資料、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。もし、現行との計画の対比ということで確認をされたいということであれば、こちらの冊子の67ページをお開きいただけますでしょうか。

子ども・子育て支援総合計画の体系です。

まず、計画の基本理念というのを決めました。これまでは長らく本計画の基本理念とい

うのは、現行の冊子のほうに書いてございます「子どもの笑顔、輝く北区、家庭や地域の元気が満ちるまち」といったようなものでございました。かなり長い間、この基本理念を掲げておりましたが、今回、本計画の上位計画である北区基本構想というのが平成11年度以来の改正に取り組んでおり、そこでうたわれている基本目標を参考に改定案を考えてございます。それが、資料のほうに書かれている「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」といったようなことで、現時点ではこのような案でいったらいいのではないかとといったようなことで、検討が進んでいるところです。

次に、その横に基本的な視点というのがございまして、これまでは子どもの人権を尊重といったような言い方をしていたところ、当部会で北区子ども条例の検討を行った経過等から、子どもの権利を保障といったような言い方に変えてございます。

基本方針について、これまでは三つを定めてございましたが、未来応援プランを含む形にすることから、その趣旨が分かりやすい形で示されるとよいといったようなことで、現行の計画の中にプラスして、少々長くなるんですが、「子どもが夢と希望をもって安心して生きる」ための支援といった項目を立てる。それが現在の形、案としてございます。

次に、次世代育成支援計画と子ども・子育て支援総合計画です。

この子ども・子育て支援総合計画というのは、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画といったようなもの、この二つから構成されてございまして、これは今回の改定に当たっても引き続きその形を維持したいと考えてございます。

次世代育成支援行動計画は、基本理念に掲げた目標を達成するために子育てに関する北区の施策を網羅し、五つの施策目標とその下に個別目標を設け、それぞれの取組を進捗するために作成するものです。

施策目標というのを五つ設けていますが、現行の計画と同じく五つとすると。ただし、これまでは施策目標の3番目に掲げていた「未来を担う人づくり」という項目がございました。これも子ども主体の取組事業こそ、優先して取り組むべきといったような考え方から、施策目標1に順番を変えたほうがよいといったような形の今検討が進められています。

一方、子ども・子育て支援事業計画です。次のところの右の欄です。ここでお示しの項目について、見込み量と確保方策を示すこととしてございます。また、こちらの部会の範疇外ですが、子ども未来応援に関する計画については現行と同じ三つの柱で体系を整備したいといったようなことで、今つくってございます。

次に進みます。3ページはそれぞれの解説を書いたページですので、後ほど高覧いただければと思います。

次に進みます。4ページです。

計画の位置づけとなります。現行では冊子の6ページに掲載がございました。

現行からの文言の修正というのは、主な変更といたしましては、各計画の策定期間の時点修正を行ったといったところが主な変更となるんですが、ただ子ども・子育て支援計画には国の子ども・子育て大綱の影響が及ぶこと、また区が様々な計画を持ってこの今現在区の主要課題と位置づけた、子どもの幸せナンバー1を目指すといった読み手の皆様に分かりやすい追記を行おうといったようなことで考えてございます。

資料、5ページの計画の期間等についてはお示しのとおりです。

ここまでは新しい話がないんですが、次の資料 6 ページから若干新しい話が入ってきます。ここまでで一旦説明を切って、もし何かご質問とかあれば。

【部会長】

ありがとうございます。本日配られましたこのホチキス留めの冊子、資料の 5 ページまでの部分をご説明いただきました。ここまでは、これまでもお伺いしていた話ということですが、特に今回からご参加いただきました委員の皆様、何かご質問等ありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きをお願いいたします。

【事務局】

次に進みます。まず、6 ページから若干新しい話が入ってきます。6 ページをご覧ください。

「次世代育成支援行動計画」の体系についての修正案です。左側に現行のもの、右側の今回の改訂案を並べて示しています。これまでも度々、部会のたびに修正のご議論をいただいております。今回も 1 点、また修正の提案をさせていただきたいと思います。

資料の赤字の箇所です。施策目標 1 の未来を担う人づくりの中の④を加えさせていただきたいということです。前回の会議では、事務局から子どもの権利保障に特化した新しい個別目標をつくってはどうかと考えており、委員の皆様からご意見があれば参考にしたいといったような説明をいただきました。会議当日からこれまで特段の意見は寄せられませんでした。事務局でもいろいろ検討を進めたわけですが、7 ページのほうをご覧くださいますでしょうか。

各施策目標の内容を解説した文章になってございます。もちろんこの説明というのは施策目標の中身を示したもので、それが当然に個別目標を反映したものとなるべきところですが、この権利保障の部分、2 段落目からしっかりと書かせていただいているんですが、それに相当する個別目標の記述がない状況。というのは、これはやはり修正が必要ではないかといった考えです。

次にもう一点、資料 8 ページをご覧くださいますでしょうか。

施策目標 4 のところで、これも修正を赤字で示した部分です。言い回しの点ですが、まず、「子どもへの」第二段落ですが、子どもに関する今まで言っていたわけですが、子ども・教育といったようなことで、これは児童相談所複合施設の設置を見据えた書き方なんですが、こちらは教育の視点も持った取組としてございますので、これはぜひ区として入れさせていただきたいといったようなことです。

そしてもう一つ、これはなかなか分かりにくいのですが、もともとの文章では、障害のある子どもと家庭といったような書き方をしてございました。施策目標 4 の一番最後の段落のところ。障害のある子どもと家庭としてあったんですが、現在、それを「障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭といったような形で修正させていただければと考えた次第です。

今回様々な取組の中で、以前は障害が全体を占めていたのですが、最近医療的ケア児であったりヤングケアラーであったり、そういったことでいろいろ特別支援が必要な対象が

増えたといったようなことを反映した言い回しといたしました。

この2点の修正の提案について、もしご意見等あればありがたいと思いますので、1回ここで切ります。

【部会長】

ありがとうございました。今、6ページ、7ページ、8ページのところをご説明いただきましたが、特に赤字部分が修正点ということですが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

【委員】

内容の意見ではないんですが、部課長の皆さんはパソコンで見たりしているでしょう。我々は紙で見えていますよね。今回はもうやむを得ないんだが、これ会議室でやる明るさじゃないでしょう。本当に見えないの。私が年を取っているだけじゃなくて、田邊さんに聞いたんだけど見えない。

例えば、8ページ、9ページ。8ページの左側は確かに見えますよ。右側なんかは全然見えないですよ。多分目のいい人でも多分見えないよね。見えるほうが不思議だ。ですから今回はやむを得ないんですが、次回からはこの部屋はこういう小さい字を使った会議には適切じゃない。ご承知のように宴会場ですから、ほかの会議でも使ったことがあって、同じように不便さを申し上げたことがあるんですけど、次回以降ご検討ください。皆さんはパソコンは明るくてよく見えるんですよね。我々はほとんど正直言って全然見えない。失礼しました。

【事務局】

いえ、こちらこそ。ほかの皆さん大丈夫ですか。本当に申し訳ないです。

【委員】

今日はいいです。もう時間がもったいないから。次回からご検討ください。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きをお願いいたします。

【事務局】

では、続きまして、次世代育成支援行動計画の内容のほうに入ってまいります。

9ページからになります。前回はエクセルの表をお出ししたものを、今回、冊子で掲載するような形で整えたというのが大きいところなんですけど、幾つか前回に比べていろいろ修正を加えた箇所もございますので、その辺りも説明しながら説明をしたいと思います。

まず、就学前教育の充実です。

主要事業といたしましては、No. 1・2・3と三つ用意してございまして、その下に10ページに進むんですが、10ページの左側のところですね。主要事業は三つです。た

だ、この科目にぶら下がる事業というのは、この主要事業のほかに一般事業といいますか普通事業といいますか、そういったものを二つ入れさせていただいているといったようなところです。

この黄色いところが今回新しい話でございまして、保育施設の指導検査というのが新しく加えた項目です。こちらについては、もう前回の資料でも本来載せておくべきだったところですが、認可権者が行うとしておる保育所の検査なんです、小規模保育事業所などの地域型保育事業という事業体系が新制度とともにできまして、設置主体である北区が実施するといったような形になってございますので、この項目を一つ追加させていただいたというのが変更です。

次に、教育の場における子育ての支援という項目に進みます。

項目といたしましては、主要事業といたしましてはNo. 1・2・3・4・5・6と、6まで次のページまで進むわけですが、このNo. 2のところのように、こちらについてはICT教育の充実及びプログラミング教育の推進ということで、このくくりの中で似通った事業については、ナンバーの中に①、②、③といったような形で事業を併記して整理しようといったような形を考えてございます。

そして国際理解教育のほうも、No. 3の中にイングリッシュキャンプと中学校生徒海外交流事業と英語が使える北区人事業、これら三つの事業がぶら下がって一つの主要事業になっているといったような形での整理をしている、そんな見せ方です。

こちらについて、前回の資料からの変更ということと言えますと、12ページの右側のところをご覧くださいませでしょうか。これも大変小さい字でなかなか読みにくいかと思えます。本当に申し訳ございません。

事業の上から四つ目のマスです。学力フォローアップが一番上にあって、学力パワーアップがあって、スクラム・サポートがあって、その下です。施設一体型小中一貫校の設置です。こちらについては、まず前回の資料では主要事業に位置づけていたんですが、まずこの施設一体型小中一貫校というのは、まず設置の取組というのが今期で終了すると。今回、小中一貫校の設置に合わせた教育内容の充実ということなので、若干、表の事業名の修正を検討しているということ。そして設置という大きな取組から内容のことは大変重要ではあるんですが、そういったことで変更があるので、主要事業の位置づけからいわゆる一般事業のほうに位置づけを変更したといったようなことでの修正です。

次に、ここの資料にはないんですが、前回の資料で、本気でチャレンジ教室といった事業が入っていました。夏休みや冬休みなど長期休業中の学習をサポートする事業として実施していたんですが、1人1台端末を導入することで、それこそ24時間くまなく児童・生徒の学習をサポートする環境が整備されたことから、事業を取りやめる判断となりました。前回資料の時点で反省させるべきものであったのですが、今回ちょっと遅れての削除となりました。大変申し訳ございません。

次に、自己実現の体験機会の提供です。主要事業No. 1・2・3ということで、起業体験といいますか、起業支援といったようなもの、そういった事業を幾つか入れていること。そして、あと子どもの意見表明権といったようなこと、社会への参画を促す。そういったものを主要事業に入れてございます。

その他事業についてはお示しのとおりです。

そして（４）です。これが先ほど申し上げました新しい項目を追記したものです。

子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実です。前回も事業名については入れさせていただきましたが、こちら子ども・子育て会議でも様々な子ども条例の制定の議論と併せて、いろいろ様々なご意見をいただいております。今年度末で何とか子ども条例を設置できたらいいなと思っております、ただその条例の制定後も子どもの権利保障に関する普及活動が大事だと心得ています。そういった取組を推進するというのを主要事業に位置づけ、かつ、この条例の中でも位置づける方向で今検討を進めていますが、権利擁護委員の設置、そして子どもの権利に関する委員会の設置、そして子どもの意見表明権の保障といったようなことを考えてございます。

次に（５）で、こころとからだの健全な成長への支援です。人権教育であったり、依存症の未然防止であったり、心の健康といったことでは、いじめであったり、不登校支援であったり、そんなところを考えてございます。

特にこの17ページの左下のNo. 5 ございますが、不登校生徒に対する個々の状況に応じた支援、こちらについては、今まではタイトルだけで中身については現在検討中といったような説明をしていたんですが、今回区での実施する具体的な取組であります校内別室指導員の配置、そして多様な学びの場、居場所の検討・整備、これについてしっかり言葉で示すような形で取り上げる形としてございます。

次に、6番目のほうに進みます。子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保でございまして、19ページまでお進みいただけますでしょうか。

（6）の子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保です。

相談体制ですから、スクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカー、そして子どもの相談体制といったようなことで「わくわく☆ひろば」であったり、先ほども申し上げました複合施設の整備ですとか、そういったことを掲げてございます。

複合施設の整備については、今回こちらについては主要な事業に取り上げるべきと考えて、そのように位置づけを変更した次第です。

まず、施策目標1について1回切りますか。何かあれば。

【部会長】

ありがとうございます。

今、施策目標1について、資料で言いますと9ページから21ページまでご説明いただきました。内容が盛りだくさんですが、いかがでしょうか。委員の皆様からご意見等ありますでしょうか。

【委員】

よろしく申し上げます。

17ページのNo. 6、女性のためのLINE相談についてのご質問なんですが、こちらは具体的にどのような相談を想定しているのかとか、あとなぜ女性のみで男の子のほうは対象ではないのかとか。あと、この相談を受ける方は具体的にどういった立場の人が対応するのかというところを教えていただければと思います。

【事務局】

「女性のためのLINE相談」ですが、今、多様性社会推進課で「こころと生き方・DV相談」等、女性を対象とした相談を受け付けていますが、若年層の女性や、それ以外の年代の方にも今はLINEが普及していますので、もっと手軽に相談できる環境をとということで、昨年度、令和4年度より始めさせていただいています。

なぜ女性なのかと申しますと、ずっと女性の相談を受け付けてきた経過として、女性にもっと気軽に相談してもらいたいというところで、LINE相談を始めております。男性向けの相談としては、「こころと生き方・DV相談」の中で男性相談というものを設けています。まずは、「女性のためのLINE相談」を始めさせていただいて、様子を確認させていただければというところで、昨年度から始めた次第です。

どういった相談がということですが、こちらに記載していますとおり、学校、家庭、仕事や人間関係等、いろいろな女性が抱える様々な悩みの相談に応じています。こちらの相談は、そうした女性のための支援をずっと継続して行っている団体に委託して、相談を受け付けているところです。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。もともと女性のための対応をしていて、今回、子どもも対象になるのでここに書いてあるということですか。分かりました。

【事務局】

今年、夏休み前にLINE相談のカードを作成したのですが、そちらを、男性の生徒も含めて区立中学校の生徒全員に配布しています。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はご意見等いかがでしょうか。よろしいですか。

委員、お願いいたします。

【委員】

19ページの子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保というところで、素朴な疑問として聞きたいことがあります。

スクールカウンセラーの配置がNo. 1で、No. 2のところはスクールソーシャルワーカーの派遣ということで、この配置と派遣の違いをいま一度教えていただきたいなと思います。またソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも一つの学校に対して一人の心理士の先生だとかソーシャルワーカーの方が常勤でないという状況を聞いたことがあります。その体制で果たして本当に子どもたちの声を聞き続けられるのかなという点、また働

く側のソーシャルワーカー、カウンセラーの先生方として、いわゆる常勤でない―非常勤としての働き方、会計年度ごとの契約で、どこまで支援ができるのかなという点は、素朴な疑問として常々感じていたところです。もしかしてここに書いてあるものから外れた質問になってしまうかもしれないのですが、この場を借りて質問させていただきました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

【事務局】

まず、スクールカウンセラーの配置、それからスクールソーシャルワーカーの派遣ということについては、簡単に言うことではないのですが、定期的に決まって勤務日があってその学校に行く。それから派遣については必要に応じて申請があって行く。対応する解釈でお願いできたら分かりやすいかなと思います。

それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、これまでもこのような形で配置したり派遣したりしてきたものを、これから少しずつ充実していこうという形でステップアップしていく形なので、これからはもっと充実していくという意味合いで捉えていただければよいかなと思っています。

以上です。

【部会長】

委員、それでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はご意見等、いかがでしょうか。

それでは、続けてご説明をお願いしますでしょうか。

【事務局】

では、21ページの右のほうに進ませてください。施策目標2の家庭の育てる力を支援に移ります。

(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実です。

主要事業といたしましては、保育所の待機児童解消ですとか、あと学童クラブの受入れのお話、そして保育の質の向上の取組といったようなところを主要課題にし、様々な保育サービス等に関する事業について、様々な事業を掲載してございます。

(2) です。子育てに関する相談・情報提供の充実といったようなことです。

こちらは子ども家庭支援センターで行っている利用者支援事業ですとか、あと区民の皆

様には「はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接」といったような名称で周知がされているかと思いますが伴走型支援、あとは先ほどから申し上げています児童相談所等複合施設の整備ですとか、その他、あとは「きたハピモバイル」などを活用した情報提供の充実など、こういったものを主要事業に位置づけているところです。

(3)です。親育ちへの支援です。

出産育児講座、親育ちサポート事業、地域育て合い事業、乳幼児クラブ活動、そういった保護者の方が様々な活用ができるような、支援するような事業を掲載してございます。No. 3の地域育て合い事業です。児童館と近くにある保育園がある場合、共に共同して講座を開いたりといったようなことなのですが、事業規模とかを勘案しますと、主要事業に位置づけるにはボリュームがないのかなといったような状況もありまして、ただ、今現在のいわゆる普通の事業に位置づけを変更しようかということ、事務局の中では今現在検討していることを申し述べさせていただきます。

この事業のほうですが、黄色になっている事業というのは、今までの計画には載っていませんでしたが、今度の計画で新しく位置づける事業といったようなものを、こういった色づけをしています。赤ちゃん学級ですが、前回の資料では産前支援講座といったような名称を使ってございましたが、まだ仮称ではございますが、赤ちゃん学級という言い方のほうが一般的に分かりやすいんじゃないかということで、事業名を変更してございます。

次です。妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援です。妊産婦の健康診査ですとか、あと伴走型相談支援というのが今現在、国のほうなどもいろいろと充実を求めているところがございます、No. 3、4と様々な機会を捉え、子育て中の保護者の方など、これから出産を迎えようとする方が気軽に相談できるような体制整備を取ってございます。

次です。(5)です。経済的負担の軽減に進みます。資料でいいますと27ページになります。

学校における給食費の無償化、そして幼稚園・こども園における給食費の無償化など経済的支援策を記載してございます。特にNo. 2の幼稚園・こども園の給食費無償化なのですが、前回の会議では私立と公立を分けて記載していたんですが、分けることもないだろうということで、ほぼ同じような支援を行っているものですから、一つにまとめるような形で今回掲載を見直してございます。

あともう一つが、これも分かりにくくて大変恐縮なんですけど、27ページの右下、普通の事業の表の一番下で児童手当の支給がございまして。これは前回の部会では主要事業の印をつけていたんですが、この事業自体は国の一律の制度で実施しているもので、区の裁量とかがなかなかないといったようなことから、児童手当のほうを主要事業から普通事業に位置づけられたらいいのかなといったようなことです。

施策目標2は以上です。1回切ります。

【部会長】

ありがとうございます。今、施策目標2について、家庭の育てる力を支援についてご説明いただきましたが、資料としましては28ページまでですね。委員の皆様からご意見等いかがでしょうか。

【委員】

幾つかあるんですが、一つずつお尋ねいたします。

22ページの保育の質のところ、研修だったり指導検査、すばらしい取組だと思います。同様に学童クラブについて、この自治体で虐待でしたり、不適切な対応が見られるようなこともあって、保育園と同様に子どもを多数対象とする学童クラブに係る質の向上というのは、今現在、どういう問題意識を持ってどういうふうに取り組んでいるのか。今回の計画にそれを載せるのかというところを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

学童クラブも同様に小学生のお子様を預かる事業ですが、保育園と違ってそこまで主要事業という位置づけではないんですが、当然の活動としては、そういった不適切な育成がないようにということで、例えば、スタッフの研修ですとか、また問題発言だとか職員が行ったときには、それをOBが派遣で回っているコーディネーターですとか、管轄の児童館の職員とかが、その都度アドバイスをしたり、指導をしたり、そういう日常的な取組はやってございます。事業として冠を掲げているわけではないんですが、保育園と同様に対応してございます。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

あとはまた別の件で、25ページになるんですが、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援のところ、不妊治療のところ、特に書いていないんですが、今、婚期が上がって、三十、四十代で妊娠するということもあるんですが、その中で不妊治療をして結構長い期間かかったり、費用もかかったりというところで、そこについて北区としてどういう支援をしていくのかというところを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

すみません。今日、担当の所管の理事者が欠席になっています。分かる範囲でなんですけれど、随分と国や東京でそういった支援が図られてきているとは聞いています。そういった取組、例えば国の取組であっても、区のほうで多少管理しているものについては載せていて、ただ国へのそういった取次ぎだけをしているようなものについては、ここには掲載しないような、そんな取組もあつたりします。状況を確認して、もし何かしら区でそういった関与があるのであれば、分かりやすく区はそういったこともやっているんだよということも載せられると思うのですが、確認しながら次回以降にいただいたご意見についてはお示ししたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。どうしても計画だと妊娠からスタートしているので、赤ちゃんが欲しくてもというところの取組も書ければなと思った次第です。

最後にもう一点なんですが、27ページの学校給食の無償化というところで、北区は都

内でも早々に、この方針を掲げてすばらしいと思うんですが、こちらについては、令和10年度の推進と書いてあるので、単年度の事業ではなく、更新的なお考えかお尋ねしたいのと、区立の方は今回実施するんですが、私立の学校に進学される方というのも何割かはいらっしゃると思うんですが、そういった方、そういった児童への対応について教えてください。

【事務局】

ありがとうございます。

まず、無償化については、今、山田新区長になりまして、恒久化ということを宣言してございますので、これは令和10年度も推進というのには書いてありますが、恒久化ということですので、今の時点では未来永劫ということですが、財源について非常に苦慮するところがございますので、これは国に対してしっかり、国全体としての無償化を求めていくという考え方を持っているところです。

一方で私立学校、小・中学校へ通う方は一定程度いるのは承知してございます。今回、区立小中学校と特別支援学校は今回補正予算を出させていただきましたが、そういうところに行くお子さんについては無償化をさせていただくという考えです。私立学校については、基本的に区立に本来通えるんだが、私立を選択されているということもございまして、保護者ないし子どもの選択に基づいて、そちらを選ばれているという考えですので、区立学校に通えるには通える方が、そちらをわざわざ選んでいるということもございまして、区としては特に支援はしないという考え方を持っています。

【委員】

ありがとうございます。もしかしたら区別とか差別とかそういう視点の中で、意見がそういった通学されている方から出るかもしれないですねというところで、今回質問させていただきました。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

それでは、施策目標3のご説明をお願いいたします。

【事務局】

すみません、子育て家庭を支援する地域づくりのほうに進みます。ページで言いますと資料28ページになろうかと思えます。

地域における子育て家庭の支援ということで、このNo. 1、早速ですが先ほど出てまいりました地域育て合い事業の再掲でございまして、先ほど申し上げたとおり、主要事業からは普通の取扱いに落とすかもということで、理解をと思えます。

まず、No. 2のほうからですが、幼稚園・こども園ですとか、あと保育園、そういったところで、在園児だけではなく地域で在宅で子育てをされている方に、幼稚園ならではの催し、保育園ならではの催しを提供して、保護者の方や子どもたちに喜んでいただくようなそんな取組ですとか、あとはファミリー・サポート・センター、これも子ども家庭支

援センターで地域の方々が子育て世帯への支援を行うといったような取組ですとか、子どもなんでも相談窓口といいまして、これは児童館のほうで様々な相談に乗るような事業、そういったものを主要事業に位置づけているところです。

次に30ページに進みます。健やかに育ち、育てる地域活動の促進です。

地域振興課で行っているんですが、様々な団体、地域のために活動する団体を区としてバックアップしようといったような取組の事業なんですが、NPO、ボランティア団体の中では、子育て等に関する提案等をいただくことも多々あるものですから、こういった主要事業に位置づけたところです。

また、子どもの居場所づくりですとか、子ども食堂のネットワーク、あと青少年地区委員会、そしてまたここでも地域育て合いが出てくるんですが、こちらは普通事業に落ちるかもということです。

逆に、31ページの左側でフードパントリー支援事業というのがございます。子ども食堂というのはそこで食堂ですから、場所があって、そこに子どもたちが来て食事を取るといったような形。逆にフードパントリーというのは食材をご家庭に届けるといったような取組なんです。確かに子どもたちの居場所ということでは、子ども食堂が地域で子どもたちにとって機能する部分も大きいですが、フードパントリーというのも地域の子育て家庭を支援する取組として、区では欠かせないものとも考えていますので、これはまた検討して、逆に普通の事業から主要事業に位置づけを見直すといったようなことも必要じゃないかといったようなことで、今検討を進めています。

次です。(3)に進みます。地域における子育てネットワークの推進事業です。

児童館のネットワークですとか、乳幼児親子の居場所的機能を強化した子どもセンターですとか、中高生世代の居場所となるティーンズセンターとしての整備、再編といったようなことですとか、そんなことを主要事業に考えてございます。

ただ逆に、32ページに進みましてNo. 3にあります子ども・若者応援ネットワークという社会福祉協議会が行っている事業があるんですが、これまでの事業の実績からいうと主要事業に位置づけるのはつらいのかなといったようなこともありまして、これも普通事業に取扱いを変更するようなことを考えてございます。

次に、32ページの右側に進みます。(4)地域における子育て支援の担い手の育成です。

子育て応援隊研修、いろいろ子育て相談を行う区民の方々に様々な支援を行うといったようなことでございまして、例えば、保育士さんの研修生の受入れとか、この三つの事業全てを主要事業に位置づけているようなことです。

次に(5)でございまして、子どもの安全を確保する活動です。

まずNo. 1でございまして、子どもがいる施設における防犯教室・不審者対応訓練ですが、前回お示しした資料では、この防犯教室と不審者対応訓練を別々の事業と位置づけてございましたが、目的もかなり似ているといったようなことから、一つの事業としてまとめ掲載するような形に直してございます。

その他、通学路の安全、防犯カメラとか、そんなことが書いてございます。

そのようなところで、施策目標3については以上です。

【部会長】

ありがとうございました。今、施策目標3、子育て家庭を支援する地域づくりについて、ご説明いただきました。資料のページで言いますと、28ページから34ページのところですが、委員の皆様、ご意見等いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

【委員】

見えないので、書いてあるのかもしれませんが、先ほど課長からお話があった児童館から子どもセンターに移行、今東十条の場合は児童館のまま止まっているんですけど、これは今後の方針としてはどういうことなんですか。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。児童館から子どもセンターへという流れですが、計画としては子どもセンターに移行の方向で、かねてから検討を進めてきたという経過がございます。

初めての委員の方もいらっしゃると思いますので簡単に申し上げますと、もともとは児童館という名称で区内展開をしておったんですが、それと併せて平成24年度を皮切りに、放課後子どもプランというのができまして、小学校の居場所は学校の中で安全に確保していく、そういった形で順次進めてきたという流れです。そういった体制が整ったところから順次、児童館から子どもセンターにという形で名前を変えて、小学生の部分が別な形で居場所が用意されましたので、特に乳幼児親子の支援機能というのを高めようという形で子どもセンターとしてきたというところがございます。

ただ、現状、20館児童館がある中で、子どもセンターと名のっているのは6館にとどまっているところです。ただ、実態といたしましては、放課後の現場というのが全校に整ってございます。令和3年に全校体制が整ったという中で、改めて児童館といいますか、子どもセンターが担う役割、そういうのを今のちょうど上位計画であります基本計画を見直していく時期になってきていますので、その中で改めて役割、それからどうあるべきか、そういったところを検討しながら、移行を次の計画の中で何かしら結論を出していきたい、そのように考えているところです。

【委員】

そうすると、しばらく児童館という形で存続するということよろしいですか。

【事務局】

引継ぎがいつになるかというのも含めて、次の計画改定の作業の中で詰めていく話ですが、じゃあ来年度からしますよとか、そういうものでは正直ないです。来年度にかけて慎重に丁寧に考えていきたいなと思ってございます。

【委員】

東十条児童館は、当初王子第一小学校ができた段階でセンターになるのかなという危惧じゃないけど、そんな過去があったんです、今課長がおっしゃったように。当座の間、児

童館に行くということで理解してよろしいんですね。

【事務局】

それで、やはりこの検討というのはずっとこの間やってきたところですが、今、児童館と名のついているところであっても、実態として子どもセンターと変わらない、令和3年度に最後の導入は行うというところで、内部的には全館このタイミングで子どもセンターに移行していくという考えももちろんありました。私自身もそういう思いもあって、検討もしてきたところですが、今、子どもを取り巻く環境の中で児童館に来る方だけではなくて、場所だけではなくて在宅で子育てしているご家庭の支援をどうしていくのか、広くいろんな関連があるところも含めて考えていかないといけない。であれば、この計画改定の中で他部門も含めて、慎重に考えていく必要があるだろう、その結論を待って行動に移していきたいなと思ってございます。

【委員】

分かりました。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

それでは引き続きまして、施策目標4、特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のところ、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料です。35ページになります。特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のほうに進みます。

主要事業といたしましては、先ほどから申し上げています児童相談所等複合施設の整備ですとか、養育支援訪問事業とあって、様々な子育てに困難を抱えている方への、ご家庭への訪問支援ですとか、そういった取組を主要事業に入れていきたいと考えてございます。

この中で前回の資料では、見守りサポート事業という事業を実は主要ではないんですけど、一般事業に位置づけていました。しかし、こちらについては養育支援訪問事業の中で併せて実施するといったような方針になりましたので、本来であれば前回の資料から戻すべきだったんですけど、今回改めて見直し、落とすような形としてございます。ご理解のほど、お願いいたします。

次です。4-2に進みます。資料でいいますと36ページです。

障害等特別な支援の必要がある子どもへの家庭の支援といったようなことです。児童発達支援センターですとか、あと特別支援教室、この(2)のNo.2の「特別支援教室における指導の充実」なんですけど、前は「特別支援教室の推進」といった名称だったんですけど、特別支援教育の推進という言い方だと事業名としてなかなか内容が分かりにくいということで、この指導の充実といったような形で名称を改めさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

その他、小・中学校であったり、様々な施設でのそういった支援が必要な子たちへの支援体制の強化等を位置づけてございます。

そして、この黄色をつけた事業、やはり医療的ケアですとか、ヤングケアラー、こういった新しい課題と申しますか、そういった対応にも着目し、力を入れて実施したいといったようなことで事業を位置づけてございます。

38ページまで進みます。独り親家庭への補助です。

そらまめ相談室といたしまして、独り親世帯への専用の相談窓口ですとか、また独り親家庭等を対象にいたしました学習支援の取組ですとか、住宅のあっせんの取組であったり、あと児童扶養手当・児童育成手当といった独り親世帯を主に対象とするような世帯への手当等について、主要事業に位置づけたところです。

こちらについても一つ、度々ですみませんが、ここにはないんですが前回の資料で母子福祉応急小口貸付金という事業がありまして、前回の資料では載っていたんですが、今回は載せていません。といいますのが、制度としてはあるんですが実績がなく、実績がないものを続けてやるのかといったような若干議論がございまして、計画からは落とすことを考えていくべきかなといったようなことで、その見直しを前回資料からの修正が入ってございます。ご了承ください。

次です。41ページのほうに進みます。生活困窮家庭への支援です。

こちら先ほどの事業の再掲にはなるんですけど、困窮世帯、独り親等への学習支援ですとか、生活保護世帯のお子様への支援プログラムですとか、就学援助といたしまして入学時に入学時等に必要な、学校活動に必要な保護者等への費用の支給ですとか、そういったものを入れてございます。

大変恐縮なのですが、これも見にくくて恐縮です。41ページの普通の事業の1、2、3番目、生活保護、高等学校等就学費、そして3番目に外国人学校児童保護というのがあると思うんですが、こちらの補助、決して生活困窮家庭向けの事業ではないんです。所得制限等を設けておりませんので、例えば大変裕福な経済状況にあるような保護者の方であっても、外国人学校を選択されて行かれる方には一定の補助金を出すと。これについては先ほどの給食費とかの補助もあった項目の、いわゆる経済的な支援のほうに項目を移すことを考えてございます。

次に(5)ですね。43ページまで進みます。多文化共生に向けた支援のところに進みます。

日本語学級ですとか、日本語の不自由な方の保護者・子どもへの対応といったようなことで、そんなことを載せてございます。この表のところで黄色く塗られています子育てガイドブックの外国語表示というのは、これは前回の資料では抜けていまして、今回新しく入れたんですが、様々な印刷物ですとか出版物、そういったものについてもできるだけ多言語版を制作しようといったようなことで、その代表的な例として、こちらに記載してございます。この項に関する説明は以上です。

【部会長】

今、施策目標4、特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のところ、資料で言いますと35ページから43ページまでご説明をいただいたところです。委員の皆様からご意

見等、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

聞き間違いだといけないんですけど、課長は最初児相の話を言いましたか。

北区の児相も令和8年に完成だというふうに伺っていますが、現行の状況では今どこまでいっていらっしゃるのか。先日、間違いじゃなければ、江戸川区かどこかの児相が素晴らしい立派なもののできたのをテレビがやっていたけど、……。会場が違うかもしれないけれど。北区の児相の進捗を教えてください。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。

今、児童相談所開設に向けての進捗になります。現在ハード面というか、建設工事に向けてということで、今現在実施設計に取り組んでいます。来年度から建設工事に入る予定になっていまして、令和8年度に竣工するように今準備をしています。

一方で、ソフト面というところになりますけども、現在運営指針というものを策定中です。人材育成ですとか、どういう形での相談体制ですとか、またこちらの児童相談所、他の自治体とは違って、かなり大がかりな複合施設を考えています。教育総合相談センターですとか、子ども家庭支援センターですとかの複合化になりますので、相談拠点をどのようにやっていくのかについて、まさに今議論をしているところです。

先行自治体の話になりますけども、現在7区で設置、特別区完了していまして、この10月葛飾区が開設予定というふうに聞いていますので、それで今8区になる予定です。

鈴木委員がおっしゃっていた、江戸川区についてはかなり前にできているんですけども、豊島区とかが令和5年2月にできていたりします。その報道がどの部分なのか私も承知しかねますけども、そのような状況というふうになってございます。

【委員】

ありがとうございます。葛飾の話と勘違い、ごめんなさい。何か立派なのができているのをテレビで紹介していました。

もう一点全然違う観点から、最後の多文化共生のことで課長が触れられていました。実は私が理事長をやっている北とぴあの4階で、土曜日曜になると外国の子どもさんたちが多数集まって、日本人の有志ボランティアの先生方が日本語を教えているんですね。たしか100円取ってやっているんですけども。ああいうのを援助するってことは、行政として考えていらっしゃるんですか。

【事務局】

私もやっている身の人たちからお話を聞いたりすると、お金的にそんなに困っているという話はあまり聞いたことがないんです。ただし、行政としても多文化共生を進めるうえで貴重な地域団体と考えているので、積極的に広報したりといったことで引き続き連携の強化を図ると聞いております。

【委員】

分かりました。

あそこがやがて、この北とびあの工事の関係で、この場所から立ち退かなくちゃならない。そういうところに新しい場所をどこかでやるときに、そういう援助や何かが必要になってくるのかな。私どもはあそこを立ち退かなくちゃならない状況が目に見えているので、その点についてもこの際お耳に入れておいて、大変大事な仕事をやっているんだというご理解をいただきたいところでお話をしました。ありがとうございました。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかの委員の方はご意見等、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、施策目標5、安心して子育てと仕事ができる環境づくりということで、資料は44ページからご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、44ページのほうをご覧くださいませでしょうか。最後の施策目標5です。安心して子育てと仕事ができる環境づくりということです。

ワークライフバランスに係る情報提供ですとか、働き方改革、意識改革といったことで、今度新しく入るSDGs推進機運、認定のもの含めて、やはり意識の醸成といったようなところが主要施策に上がってきているところなのかなと思っています。事業で大変心ばかりですが、区の中でも頑張っているよということで若干触れさせていただいているような、そんな構成となっております。

(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備ですが、(3)性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進といったようなことで、前回の資料では(2)と(3)の区別がなくエクセルの表を作ってしまったので、今回ちゃんと分けて、しっかり書いてございますので大変失礼いたしました。

やはり、相談体制ですとか、この辺りところについては、あるべき姿を区でお示しして、意識啓発に努めるといったようなことでの取組を中心に頑張っていきたいなといったようなことでの記述となっております。

雑駁ですが、説明とします。

【部会長】

今、施策目標5、安心して子育てと仕事ができる環境づくりについてご説明いただきましたが、委員の皆様からご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、資料3-1、こちら以下のご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、47ページをご覧くださいませでしょうか。ここまでが次世代育成支援計画に関する記載でございました。この子ども・子育て支援計画ですが、その次世代ともう一方が子ども・子育て支援事業計画という2本の柱からなる計画です。これらの計画、法定で内

容が決まっております。47ページをご覧くださいませでしょうか。

かいつまんで説明いたしますと、まず一つ大きな柱というのが、まず保育園等を中心とする待機児の解消というのが非常に大きく問題視されたことから、しっかり見込みを立てて計画的に整備するといったような考えの下、この計画の策定が義務づけられたといったようなことです。見込みをしっかり立て、確保策を示すといったようなことでの計画になっているのが一つ。もう一つが、その下のほう、地域子ども・子育て支援事業といいまして、国のほうから指定がある13の事業が指定されていまして、それらに対して見込み量、これは近年の実績であったり、そういったようなことから見込み量を想定し、それに対応できるような、サービスの提供をきちんとできるような体制を構築するといったようなことでの計画を策定することとなっております。

前回もこちらについては、資料をお示ししております。若干振り返りも含めながら、説明をします。

まず、48ページのところは国の手引き等に基づく資料ですので大変難解な記述にはなっておりますが、この見込みの量をどういうふうに作成したかということと二つございまして、一つが昨年度実施したアンケート、もう一つが近年の利用実績、そしてもう一つが人口推計といったようなところ、そういったものをいろいろ精査しまして、適正な数を算出し、予測値としたといったようなことです。

次に49ページですが、区域設定ですが、保育園と学童クラブについては若干地域性といったようなものが性格に色濃く出ますので、北区の成り立ちですとかそういったことを考えまして、王子・赤羽・滝野川の地区別に、その量とその供給量を設定しようといったようなこと。ただ他の事業については、区全体で必要量とサービス供給量等を想定したうえで策定を進めることとしてございます。

人口推計ですが、何年かは若干増えていくという予測がある一方で、この計画期間、令和10年までなんですけど、若干減少にも転じていくんではないかといったような予測がされているような状況がございます。

52ページからが計画の中身になってございまして、保育園・こども園については、これまでの計画は策定の際にはとにかく待機児を出さないようにといったような視点が色濃く出ていたわけですが、北区今年度保育園待機児童ゼロを達成いたしまして、逆に施設の空きというのが課題になってきているような状況がございます。そういったところを踏まえて、待機児はもちろん出してはいけないのですが、ただあまり空きをつくっても、それはいけないことですので、そういった視点を踏まえつつ見込み等、必要量を分析しているような、そんな計画となっております。

次に、57ページからが国が指定する13の事業の個別になっているわけですが、58ページをご覧くださいませでしょうか。

地域子育て支援拠点事業といったようなものになりますが、こちらについては児童館のお話と、もう一つ今回赤字で書かせていただいているのが、児童館に加えて、いわゆる民間で行う子育て支援拠点というのがございまして、他の自治体などを見ると自治体から助成をしながら利用者の利便性を図っているようなケースもございまして、そういったところを区としても、推進したほうがいいのではないかなという検討をしてみたらどうかなという、大変まどろっこしい感じで恐縮なんですけれど。そういった観点に立ったというこ

とで、まずはご理解いただければと思います。

次に、64ページをご覧くださいませでしょうか。一時預かり事業です。

一時預かりということですが保育園における一時預かりとって、いわゆるふだん保育園に通っていない方で保護者が一時やむを得ない用事であったり、例えば本当に体調不良であったり、ちょっと休みたいなということで子どもを誰か預かってくれないかなとか、そういったような様々な需要に応じてお子様をお預かりするような取組ですが。東京都のほうで保育の必要がない子どもについても、定期的にお預かりするような取組なども始まったものですから、そういったことを今後いろいろ推進する可能性というのがあるのではないかとといったようなことで、この赤字を記載してございます。

保育園に限らず区としては、幼稚園についても同様の取組が推進できるのかなと考えているところですが、そんなことで今現在補正予算などを上げて、対応推進を考えているところとございまして、その辺りのところを考えた記載となっております。

雑駁ですが、前回の変更があったところを中心に説明をさせていただきました。またほかの箇所でも分からない箇所等ありましたら、ご質問の中でご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

【部会長】

ありがとうございます。今、子ども・子育て支援事業計画の概要ということで、47ページから最後まで、71ページまでご説明いただいたということでよろしいですか。ありがとうございます。

委員の皆様からご意見等、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

どこかの会議で私は発言したかもしれませんが。重複したかもしれませんが。50ページの人口推計のところ、令和9年、10年ぐらいまでは北区の人口が相対的に増えています。我々市立幼稚園の日本人の人口というのは、物すごく減っている感があります。もちろん、保育園さんの定員増ということもあるかもしれませんが。あとはコロナ禍で在宅で保育をしている家庭の数が、恐らく相当数上がってきているんじゃないかなと思います。それがそのまま本当に小学校に上がると、小学校の先生が一番大変じゃないかな。またその子たちが極端な話をすれば、不登校になって、学校に行かなくて、また家庭の中で見るという形が出てくるんじゃないかなという気がしますが。本当にこの人口推計が合っているのかどうか、ちょっとだけお願いいたします。

【事務局】

いわゆる人口推計の一番下のほう。低年齢児の部分、いわゆる直近の出生というんですかね。そこについては、実は推計よりも若干推計を下回る速度で減っているというのは実情です。ただ、例えば本当小学校の学童クラブなんていうのは、正直まだまだ足りないとか、全然うかうかできない、そんな状況もあるんです。実際に例えば昨年度やったアンケートで、コロナでもって保育園、幼稚園の例えば通園とか、そういったのを諦めたケースはありますかって聞いたんですけど、意外とそういった方の回答は少なかったんです。

本当に1人とか、すごい割合としても何%もなく。その一方でいろいろな、例えば幼稚園でない、保育園でもない、そういった教育機関というか、個別のいわゆる機関とかそういうのもできたりして、いろいろ本当に多様性というのが進んでいるのかなという思いもあったり、いろいろでございまして。人口推計については今そんなことをご理解をと思います。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、例えば0歳児とか見てみますと、平成28年の時点で2,901名という結構なピークがありました。それを令和5年で見てみると、2,384名ということで、4月1日時点なんですけども、やっぱり減っているということで、0歳児のピークとかは数年前にあったのかなというような状況です。というわけで、少しずつピークの年代がずれていて、今はそれが0、5歳よりもどちらかというところ小学生に入った年代のところに移行しているという状況なので、学童クラブ等の不足の懸念というのが出てきている状況です。

人口推計に関しては過去のトレンドとか、あとある程度分かっている北区内の大規模な住宅の開発予測とか、そういったことも踏まえて推計はしているところではあるという事実はあるんですけども、それですとある程度の大きなトレンドという見方では人口推計を使っていけるかなというふうに思っているんですけども、実態としてやっぱり0、5歳のところは推計よりも下回って今推移しているというところが現状という形にはなっています。

【部会長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。
ほかの委員の皆様、よろしく願いいたします。

【委員】

64ページの保育園における一時預かり事業についてなんですが、今現在待機児童が解消されて、空きの定員割れが生じている園が多数あるのが現状で、4月の入所ではなくても4月、5月、6月、7月と毎月新入園児が入ってきている状況で慣れ保育の中、なかなか現実では一時預かりをお預かりできる状況ではなくて、お断りをするケースが大変多くあるケースがあります。またグレーゾーンとか気になる子も大変増えていて、その分保育士確保も大変厳しい中、一時預かりによる保育の確保策を講じますというふうなうたって、もし利用されたいという方が「今回はできません、ほかの園を当たってください」、ほかの園も無理だということであらう回しになって、クレームになるようなことがないような受皿がちゃんとある中で、この一時預かり事業を進めていただけたらなというふうに思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

【事務局】

私から一つ、先ほど申し上げました58ページのところです。

つまり民間の子育て支援団体の支援で、これ一つメリットがあるのが、やっぱり保育士さんは一時預かりについてなかなか在園児中心でやっている中で、なかなかそういったところまで手が回らない状況があると思っていて。そういった、いわゆる空き店舗等を活用した施設というのはなかなか保育園さんみたいな環境が整えられないかもしれないんですけど、ただ、こういった施設で一時預かりもできますよという施設にはなるので、そういったメリットにもなるのかなと思って、こんなこともできたらなということで書かせていただいたというのが一つあります。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。

今、委員からご指摘をいただきました、一時預かりの状況ということでございました。実際には園の現場の先生方には通常の保育に欠けるお子さんをお預かりしながら、そこに申し上げて我々説明していますが、定員に空きがある場合に一時預かりのお子様を預かってもらうという制度で現在進めていますけど、先ほどご紹介いただいたように新たな入園児が入ってきて慣れ保育をやっていただく、そういう中で多少の定員に余裕があっても、そういった一時預かりのお子さんを見てもらうのが難しい状況であったりとか、そういう状況がありながらも、一定程度区民の皆様からニーズがあって、お預けしたいという保護者がいらっしゃる。そういう方からもいろんなご意見を我々保育課のほうにもいただいている、いろんなご意見、厳しいご意見も中にはいただいています。

そういう中で今回、この計画の中でこういった書き方をさせていただいたのは、我々としても先ほど先生ご紹介いただいたように、空いている定員に割れている部分は若干定員が割れていても、実際に受け入れるのが難しいという状況もあるので、特に例えばそこには専用の保育士さん、専用の保育室みたいなものが別に、通常のお子さんをお預かりする部屋とは別にそういう設備があれば、一定程度受け入れられる実績も上げているという園も中にはございますので、我々こういった計画の中に位置づけていった際には、そういった環境の整備も含めて保育現場の皆さんを支援していきながら、少しずつでも一時保育を受け入れられる環境を整理していきたい。そんな思いで、この文言を追加させていただいたところです。

以上です。

【部会長】

委員はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

今の一時預かりの件なんですけど、ベビーシッター等がある中で実際子どもを持つ親としては、ベビーシッターで知らない人を一人、家に上げるとか、そういうはたまに紹介をさ

れるんですけど使いづらくて、本当にプロがしっかりした部屋で、複数の目で見ただけの一時預かりというのは本当に子育てを今している身としては期待値は高いのかなと思います。

別件で質問なんですけど、56ページの幼稚園認定こども園で、量の見込み確保方策とともに、北区の子どもの下に他区の市町村の子どものところ、量の見込みも増えていまして、確保方策としても増やしているんですけども、こちらの考え方として北区の税金で事業として、他区の市町村のこともその確保までするのかどうかというのは、どういう考えで考えればいいのか教えていただけますでしょうか。

【事務局】

保育園も幼稚園もそうなんですけど、確かに他区から子どもを受け入れることで、北区は園に対する補助というの若干はしているので、その補助がその他区の子どもに使われているというのは若干事実があるんですけど、ただ、主に幼稚園児への支援というのは、基本的に在住の自治体がやることになっているんです。つまり例えば、月保育料3万5,000円を払います。そうすると北区の子が払う分の補助については北区が出すけど、豊島区の子が行っているんだと、それは豊島区のほうを面倒を見るようになっているので、決してそういうことではなく。ただやっぱり幼稚園は送迎バスなんかも広く使っているので、いろいろ選択肢の中から自分の行きたい教育方針に合ったところを選んで行っていただくということでよいのかなと思ったところです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

委員、お願いいたします。

【委員】

67ページについて質問です。病児病後児保育事業というのがあると思いますが、これはあくまでも、いわゆる大きな病気をして入院をしたお子さんとか、そういう考え方ですか。それとも一般的に発熱をしたとか鼻水が出ているとか、そういったことも含まれますか？すみません、愚問かと思うのですが、教えてください。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。今委員のご質問いただいた病児病後児保育事業のお預かりするお子様の症状ということだと思いますけど、ご質問いただいた後段のほうに通常の風邪であるとか発熱とか、そういったことの症状があるお子様をお預かりするというのが、こちらでお示ししている病児病後児保育事業ということになります。

以上です。

【委員】

それに合わせて日常の愚痴というか、心の叫びのようになってしまうのですが。施策目標5、ページでいう44ページの、安心して子育てと仕事ができる環境づくりというところと、この67ページの病児病後児保育事業というのがすごく関連づけられているのかなというふうに正直思います。もちろんワークライフバランスに関する情報提供とか、働き方に関する啓蒙活動というのも大切だと思うのですが、実際には突然熱を出す子ども、保育園とか幼稚園から「お熱出ました」って言って声がかかって、お父さんかお母さんかどっちかが戻る。そうなったときに、やっぱり実際は親が動くんですよね。それによって、もちろんその国が定めているいわゆる看護休暇であったり、有給休暇というのがありますが、もう足りなくなって、結果的には月々入ってくるお金がどんどん減りつつ、子どもを見ているという。特にコロナ禍で、病院で働いている職員というのは結構つらい思いをしていたかと思うんですが、ここの使い勝手とか、こういうふうに気軽に使えるようになるよ、それこそ熱発の連絡が来たら、そこを何かフォローしてくれるとかというのがあったら、本当に頑張って働けるという思いにもなるころではありまして。すみません、かなり私的な気持ちを今述べてしまったんですが、その辺りこの事業をもう少し使いやすくするための何か施策とか、もしくはお考えとかがあればお聞かせください。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。

今、子育て世代の皆様、本当に悲痛な叫びということで私も今受け止めました。本当にでもただ、ご指摘いただいたこと目からうろこで、各施策目標に対してひもづける事業というのはこれまでも我々庁内でも議論して、こういった形で整理をしてきたんですが、今の安心して子育てと仕事ができる環境づくりの中に、まさにその病児病後児保育の取組みたいなことが入ってしかるべきものだなと、今委員からのご意見を聞いてしっかりと受け止めさせていただきました。

その上で病児病後児保育の事業の進め方はこれまで区内に3か所、そして区外にも1か所、合計4か所の施設を区民の皆様にはご利用できるような今仕組みで、取り組んでいるところですが。ご利用の皆様からはいろいろなご意見いただく中に、そこにもやはり厳しいご意見、なかなかその使い勝手がという、特にコロナのときに一度検査をして、検査結果を待ってご利用いただくとか、いろいろ使いづらい部分もあったと承知しています。ですので、今後新たな山田区長、新区長になりまして体制も変わりました、区長の公約の中で病児病後児保育の取組に関しては、充実を図ってまいりたいということで申し上げてまいりましたので、これは我々もしっかりと関連されていますので。それを踏まえ、そしてまた今のご意見を踏まえて、どんな形で子育て世帯の皆様も安心して子育てと仕事ができる環境づくりに寄与できるものになるのか、それをしっかりと検討させていただきたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

【部会長】

委員、よろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はご意見等、いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

すみません。71ページの最後に、13番の私の勉強不足かもしれませんが、②の認定こども園特別支援教育・保育経費ということで、文書の読むと私学助成や障害児保育の対象とならない特別な支援が必要な子どもを市立認定こども園で受ける場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合には出ますけど、保育園さん幼稚園で受け入れる場合は、これは別に対象外という理屈でよろしいでしょうか。

【事務局】

すみません。このいわゆる71ページの②なんですけど、国が指定する事業というのはあくまで当時だったと思うんですけど、認定こども園を推進する立場から、その認定こども園で受け入れるところの補助制度だけをこの指標には入れなさいという指定なんです。ただ、実際認定こども園だけが充実すればいいのかということとは決してなくて、もちろん保育園は保育園で障害児者さんを受け入れていただくときには、それなりの加算があると思っていますし、幼稚園さんも幼稚園さんで様々な支援をしているつもりではあるので、たまたまここはそういったものが国からこれだけを書けというような、法定の指示。決して、その支援としてやっていないことではないと思っています。

【委員】

大丈夫です。私の勉強不足ですので、ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様はご意見等、いかがでしょうか。

それでは2番は終わりということで、よろしいでしょうか。

それでは最後、次第の3でその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

私、冒頭のご挨拶で本当は申し上げるべきだったんですけど、すみません。今回もいろ

いろご説明して、ご意見もいただきましてありがとうございます。

それで、今ご議論いただいている北区子ども・子育て支援総合計画、こちらに今三つの柱があって、こちらの部会では次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画についてご議論をいただいているというところですよ。

この支援総合計画全体のスケジュールというところで少し振り返りさせていただきたいんですけど、こちらは昨年度から子ども・子育て会議の場でご議論をいただいている、今年度も引き続きいただいていると。今後のスケジュールといたしましては、年末ぐらいにパブリックコメントを実施しまして、年度末に策定という流れになっています。その間に部会とあと親会議などもやらせていただいているという形になっていくというところですよ。非常に量が多いものなので、なかなか今回の会議の中でご意見全部いただけたという、ご意見を全部言うていただくのは難しかったかなというふうに思っています。事務局としてもいろいろまだまだブラッシュアップしていく部分もあるんですが、委員の皆様にお時間少しいただいて振り返りなどしていただいて、また次回の会議でもご意見いただく場はあると思っていますので、そんなスケジュールで進んでいくので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【部会長】

今、その他のところで事務局から補足をいただきましたが、それについて質問等はよろしいでしょうか。

それでは長丁場になりまして、大変申し訳ございませんでした。それでは令和5年度第3回北区子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。